

狩猟事故共済規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大日本猟友会（以下「本会」という。）は、定款第3条の規定の趣旨に基づき会員の構成員（以下「構成員」という。）の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、この規約に基づく狩猟事故共済事業を行う。

(給付の原則)

第2条 本会は、いかなる場合であっても共済金の給付によって構成員が金銭的利益を得るような共済は、行わない。

第2章 共済事故

(共済事故)

第3条 本会は、構成員が日本国内において次の各号に掲げる行為（以下「狩猟行為」という。）中に発生した人身に対する事故又はこれ以外の事故であって銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）によって発生した他人の人身に対する事故（以下「共済事故」という。）について、この規約の定めるところにより、構成員に共済金を給付する。

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為
- 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為（学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。）
- 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為

2 前項第1号及び第2号に掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間をいう。

(人身に対する共済)

第4条 人身に対する共済事故は、次の場合とし、この規約に定める基準にしたがって共済金を給付する。

- 構成員が狩猟行為中の事故又は狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき（他損）
- 構成員が狩猟行為中、事故により、構成員自身の生命、身体を害したとき（自損）

第5条及び第6条削除

第3章 給付基準

(人身事故の給付基準)

第7条 人身に対する共済事故について給付すべき共済金は、次の基準にしたがって給付する。ただし
てん補限度額は、他損事故にあつては、4,000万円、自損事故にあつては、300万円とする。

(1) 他損死亡

構成員が第4条第1号の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（共済と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を給付する。

(2) 自損死亡

構成員が第4条第2号の障害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を給付する。ただし構成員が狩猟行為中病死したときは、150万円を共済金として給付する。

(3) 他損傷害

構成員が第4条第1号の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（共済と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払い基準）により算定した損害額を、その他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級額を付加した額を給付する。

(4) 自損傷害

構成員が第4条第2号の傷害を受けたときは、事故のあった日から180日を限度として平常の生活又は業務に服する日までの治療日数1日につき3,000円を給付し、当核構成員が後遺障害を残したときは別表2に定める区分にしたがいてん補限度額を付加して給付する。

(複数事故の共済責任)

第18条 同一共済事故により複数の共済事故と認められ、構成員が合併して共済金の請求をしたときは、前条の規定によってそれぞれの額を算定し、その合計額を給付する。ただし、給付額は、4,000万円を超えることはできない。

(給付基準の特例)

第9条 構成員と住居及び家計を共にする家族に対する共済事故は、第7条第1号又は第3号の規定にかかわらず同条第2号又は第4号の事故とみなし、共済金を給付する。

第10条及び第11条削除

(免責事由)

第12条 次の各号の事由によって生じた共済事故については、本会は、共済の責に任じない。

- (1) 構成員の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 銃刀法に定める許可（以下「所持の許可」という。）を受けずに所持する銃器によって生じた事故

- (6) 構成員が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中（銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する他損事故を除く。）の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 構成員の使用する猟犬の咬傷による他損事故（当該猟犬の咬傷による他損事故について、過去に共済金の給付を行っている場合に限る。）

（共済金の減額）

第13条 前条の免責事由に該当しない場合であっても構成員に重大な過失が認められるときは、狩猟事故共済審査委員会（以下「審査委員会」という。）の裁定基準により、この規約に基づき給付すべき共済金を減額することができる。

第4章 共済金の請求

（受給資格の得喪）

第14条 構成員は、都道府県猟友会又はその代理人に会費を納入したときに、この規約による共済を受ける資格（以下「受給資格」という。）を取得し、構成員資格を喪失したときに、受給資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が共済事故又は第7条第2号ただし書に定める病死のときはこの限りでない。

（共済責任期間）

- 第15条 共済責任期間（本会が構成員に対し共済責任を負う期間をいう。以下同じ。）は、当該年度の狩猟期間の始期（北海道は10月1日、内地（沖縄県を含む）は11月15日）から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、共済責任期間中に起きた共済事故については、期間満了後も、共済が適用される。
- 2 北海道の狩猟者登録を受けた内地居住者の共済責任期間は、前項の規定にかかわらず10月1日から翌年11月14日までとする。
 - 3 放鳥獣猟区（法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。）に係る狩猟者登録を受けた内地居住者（前項に該当する者を除く。）の共済責任期間は、第1項の規定にかかわらず、当該猟区に入猟する場合に限り、その猟区の狩猟期間の始期から、翌年11月14日までとする。
 - 4 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地居住者（前2項に該当する者を除く。）の共済責任期間は、第1項の規定にかかわらず、11月1日から翌年11月14日までとする。
 - 5 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を定め、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者（前3項に該当する者を除く。）の共済責任期間は、第1項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。

(共済金の給付順位)

第16条 構成員が共済事故によって死亡したとき又は第7条第2号ただし書に定める病死のときは、共済金は、その遺族が請求し、かつ受領する。

2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

(事故発生概況報告)

第17条 構成員は、共済事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、狩猟事故共済規約施行細則（以下「細則」という。）にしたがい都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告をしなければならない。

2 構成員が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は共済の責に任じない。

(損害防止義務)

第18条 構成員は、共済事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、共済の責に任じない。

(共済金の請求期間)

第19条 構成員は、共済事故が発生したときは、事故のあった日から1か年以内に細則にしたがって本会に共済金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から2か年間に限り、共済金を請求することができるものとし、2か年を経過したときは、構成員は、共済金を請求する権利を失い、本会は、共済の責に任じない。

(不正請求)

第20条 構成員が共済金の請求書類又は附属書類に故意に不実の記載をなし、又は書類を偽造、変造する等不正行為をしたときは、本会は、共済の責に任じない。

(再請求についての制限)

第21条 構成員は、同一の共済事故について2回以上共済金を請求することはできない。

(構成員相互の共済事故)

第22条 構成員相互の共済事故については、損害賠償金を支払う義務を有する構成員のみが共済金を請求することができる。

(受給権の処分禁止)

第23条 構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。

2 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することはできない。

第5章 共済金の給付

(調書の提出)

第24条 共済事故について共済金の請求があったときは、共済事業役職員は、必要事項を調査のうえ、審査委員会に調書を提出して、裁定を求めなければならない。

(共済金の裁定)

第25条 共済金給付の有無並びにその金額は、審査委員会がこの規約並びに細則にしたがって裁定し、構

成員に通知する。

2 審査委員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める規定による。

(共済金の給付)

第26条 審査委員会で共済金の給付額を裁定したときは、遅滞なく都道府県猟友会長を經由して、構成員又はその遺族に給付する。

(共済金の裁定についての異議申立)

第27条 共済金の裁定に不服のある構成員は、裁定通知を受けた日から30日以内に、本会对し異議の申立てをなし、再審査を請求することができる。

2 会長は、前項の申立てがあったときは、審査委員会に再度裁定を求めなければならない。

3 審査委員会は、異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度共済金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならない。

(不正利益の返戻)

第28条 偽りその他不正手段により、共済金の給付を受けた者がある場合は、審査委員会の決定に基づき、給付額に相当する金額をその者から返還させる。

第6章 共済資金と会計

(共済資金)

第29条 共済事業を行うに必要な共済金給付に充当すべき額、その他の資金（以下「共済資金」という。）は、会費をもってこれに充てる。

(共済金給付充当額と給付の限度)

第30条 共済給付に充当すべき額は、主務官庁の承認を得てこれを定め、本会がこの規約に基づき給付する共済金の給付総額は、共済責任期間を通じ共済資金及び責任準備金をもって限度とする。

(経理の区分)

第31条 本会は、共済事業に係る会計を他の事業の会計と区分して経理しなければならない。

(支払備金及び責任準備金の積立て)

第32条 本会は、毎事業年度末においてその年度内に収受した共済金給付充当額から給付済の額を差し引いた残額を次のとおり積み立てなければならない。

(1) 支払備金 共済金の給付をなすべき場合において、まだ給付しないものがあるときは、その金額

(2) 責任準備金 残額から支払備金を差し引いた残額

(責任準備金の取崩し)

第33条 責任準備金は、共済金の予見し難い支出に充当する場合以外は取り崩すことができない。

(事業積立金)

第34条 責任準備金が主務官庁の定める積立額を超えたときは、超過額を事業積立金とし、第32条の規定にかかわらず定款第3条の目的を達成するための費用に充てることができる。

(財産の運用)

第35条 本会は、この事業に係るものとして区分された会計に属する財産は、主務官庁の定める方法によ

る外、これを運用することはできない。

第7章 雑 則

(受訴裁判所の指定)

第36条 構成員の共済金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

(係争等の費用分担等)

第36条の2 共済と重複する他の損害保険に加入している構成員の他損事故の損害額算出に当たり、当該保険会社が顧問弁護士等に依頼して被害者と折衝した場合の弁護士等の経費については、詳細状況の事前連絡があった場合には、その経費を負担するものとする。

2 係争等に係る弁護士費用等は、当該事故にかかる共済金に加算する。

(規約の変更又は廃止)

第37条 この規約を変更し又は廃止しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第38条 この規約の運用についての必要な諸事項は、理事会でこれを定める。

(準拠法)

第39条 この規約に規定のない事項は、関係法令による。

附 則

(平成14年8月13日環自野第381号認可:一部改正)

(最終改正)

1 この改正規約は、平成14年度における第15条各項の共済責任期間の始期から施行する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等 級	後遺障害	てん補 限度額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で、失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	4,000 万円

第2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの 	3,552万円
第3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 	3,134万円
第4級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	2,746万円
第5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で、失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの 	2,358万円
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ、大声を解することができない程度になったもの 	2,000万円

	<ul style="list-style-type: none"> 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を廃残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用をしたもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの 	
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は揖指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の臍丸を失ったもの 	1,672万円
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの 4 1手の揖指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの 	1,344万円

第9級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの 13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当な醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの 	1,044万円
第10級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの 7 1手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したものの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 	806万円

	<ul style="list-style-type: none"> 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	
第11級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に奇形を残すもの 8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの 9 1手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器に障害を残すもの 	598万円
第12級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に奇形を残すもの 9 1手のなか指又はくすり指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 外貌に醜状を残すもの 	418万円
第13級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 1手の小指を失ったもの 6 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの 	268万円

	<ul style="list-style-type: none"> 7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの 8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの 	
第14級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手の小指の用を廃したもの 7 1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 8 1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの 10 局部に神経症状を残すもの 	150万円

(上記表中用語： 拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 7 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。
しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
(a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1

級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が、繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。

(b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。

(c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体傷害3級を繰り上げる。

8 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 後遺障害給付基準(白損)

区 分	てん補限度額
	単位:万円
1.眼の障害	
(1)両眼が失明したとき	300
(2)片眼が失明したとき	180
(3)片眼の視力が著しく低下したとき	15
2.耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2)片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3)片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3.鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4.そしゃく、言語の障害	
(1)そしゃくまたは言語の機能を全く失ったとき	300
(2)そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5.外貌(顔面、頭部、頭部)の醜状	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2)外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9

6.脊柱の異常	
(1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	120
(2)脊柱に運動障害を残すとき	90
(3)脊柱に奇形を残すとき	45
7.腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1)1腕または1脚を失ったとき	180
(2)1腕または1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3)1腕または1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4)1腕または1脚の機能に障害を残したとき	15
8.手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節より上部で、失ったとき	60
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3)拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9.足指の障害	
(1)1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3)第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10.その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11.前各項に該当しにくい障害であって、加療を要する場合は、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	

(注. 拇指:おや指 示指:ひとさし指)